

大分県報

令和四年
号外（六二）
九月三十日

（金曜日）

目次

規則

退職手当の支給等に関する規則の一部改正……………一

○規則

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十二号

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十八条第四項に規定する受給期間延長通知書」を「第十八条第五項又は第十八条の四第三項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第十八条第一項中「受給期間延長申請書（第七号様式）に受給資格証又は退職票」を「受給期間延長等申請書（第七号様式）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当する事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項中「に規定する申出は、「を」の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第六項中「前項の場合」を「第六項第二号の規定による届出」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書及び受給資格証

又は退職票」を「交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項の申出及び前項の規定による届出は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は、これらの規定に規定する書類にその資格を証明する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。

第十八条第四項中「に規定する」を「の」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければならない」を「交付しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、受給資格証を添えて同項の申出を受けたときは、当該受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えてしなければならない。

第十八条の次に次の三条を加える。

（条例第十条第四項の規則で定める事業）

第十八条の二 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第三十三条第一項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

（条例第十条第四項の規則で定める職員）

第十八条の三 条例第十条第四項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員（支給の期間の特例の申出）

第十八条の四 条例第十条第四項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他の同条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当する事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて任命権者に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二箇月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならぬ。この場合において、受給資格証を添えて特例申出を受けたときは、当該受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならぬ。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- 二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第十八条第一項ただし書の規定は、特例申出及び前項第二号の規定による届出について準用する。

6 第十八条第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。

7 第十八条第七項の規定は、特例申出及び第四項の規定による届出について準用する。
第七号様式中「第18条関係」を「第18条、第18条の4関係」に、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、

③ 職業に就くことができない理由
を

③ この申請書を提出する理由
イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により就業に就くことができないため
ロ 事業を開始したため
具体的理由

④ ③のイや③のロのイ、⑤ 就業に就くことができない期間」や「⑤ 就業に就くことができない期間又は事業を実施する期間」は、「第18条第1項」や「第18条第1項・第18条の4第1項」に「受給資格証を」や「受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）を」に「④」 「就業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、そのイを記す。
第八号様式中「第18条関係」や「第18条、第18条の4関係」に「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、

受給期間延長の理由
延長後の受給期間満了年月日
を

受給期間延長等の理由
イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により就業に就くことができないため
ロ 事業を開始したため
具体的理由

就業に就くことができない期間又は事業を実施する期間
年 月 日から 年 月 日

延長等後の
受給期間満了年月日

年 月 日

「第18条第4項」や「第18条第5項・第18条の4第3項」は、「受給期間延長申請書」や「受給期間延長等申請書」は、「就業に就くことができない理由や」や「申請書を提出する理由や」は、「就業に就くことができない理由が」や「受給期間延長等の理由が」は、「受給資格証に」や「受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票に）」は。

第十一号様式（様）中

「5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練

や

に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の退職手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の退職手当の支給等に関する規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則第七号様式、第八号様式及び第十一号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。